

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

- ・ 就業開始後 2 週間以内の自己都合退職の場合 100%払い戻し
- ・ 就業開始後 1 ヶ月未満の自己都合退職の場合 80%払い戻し
- ・ 就業開始後 1 ヶ月以上 2 ヶ月以内の自己都合退職の場合 . . . 50%払い戻し
- ・ 就業開始後 2 ヶ月以上 3 ヶ月以内の自己都合退職の場合 . . . 30%払い戻し
- ・ 就業開始後 3 ヶ月以降の自己都合退職の場合 返戻金なし

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。